

川口市立安行東中学校 PTA 会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 川口市立安行東中学校 PTA(以下、本会という。)と称する。

(事務局)

第2条 川口市立安行東中学校(以下、中学校という。)内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員が協力をして、中学校・家庭・社会における生徒の幸福と健全育成及び教育の充実振興を図り、併せて会員の親睦と教養を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 教育活動、各種行事及び研究等への協力に関する事。
- 2 学校内外の生徒指導に関する事。
- 3 生徒の保護・衛生及びその管理に関する事。
- 4 教育施設・環境の改善及び充実に関する事。
- 5 教育後援会、後援会の開催に関する事。
- 6 会員相互の教養と親睦に関する事。
- 7 周年記念事業に関する事。
- 8 公教育費の充実に関する事。
- 9 その他目的達成に必要な事。

(機関)

第5条 本会はその事業をおこなうため、次の機関を設置し、それぞれの活動をする。

- 1 総会
- 2 総務会
- 3 理事会
- 4 専門部会(学級部、祭事部、生活指導部、美化部、広報部)
- 5 学年・学級理事会
- 6 その他必要と認められた機関

(方針)

第6条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 3 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 中学校の人事その他管理には干渉しない。

第3章 会員

(会員)

第7条 本会は、次に掲げる者のうち本会の目的に賛同し入会した者をもって会員とする。

- 1 中学校に在籍する生徒の保護者
- 2 中学校の教職員

(会費)

第8条 本会の会員は会費を納めるものとする。なお、会費の納入に際しては、一世帯を単位とする。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名(中学校教頭含む)
- 3 監事 2名
- 4 参与 1名(中学校長)
- 5 会計 若干名
- 6 書記 若干名
- 7 幹事 若干名
- 8 理事 各クラス13名程度(第3学年は各クラス1名増(卒業実行委員))(任期)

第10条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の場合は前任者の在任期間とする。

(顧問等)

第11条 本会は顧問・相談役を置くことができる。

(職務)

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の代表として、会務を総理し、各種会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時にはその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計監査を行い、総会にて報告する。
- 4 参与は、会務全般について助言を行い、各種会議に出席する。
- 5 会計は、本会の財産及び金銭出納に関する事務を管理する。
- 6 書記は、本会の活動に関する重要事項及び各種議事を記録保管し、会の庶務を行う。
- 7 幹事は、本会の庶務を担当し、各種会議に出席する。
- 8 理事は、各専門部に所属し、諸活動にあたる。

(選出)

第13条 役員は次のとおり選出する。

- 1 会長、副会長及び監事は会員中より役員による選考委員会において選出し、総会で決定する。
- 2 理事は各学級より選出する。なお、教職員は理事とする。
- 3 参与、会計、書記、幹事は会長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役は会長が委嘱する。

第5章 会議

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成し、毎年4月1日より60日以内に会長が、会員を招集し、次の事項について協議する。

- 1 事業計画及び事業報告
- 2 予算及び決算
- 3 役員の承認
- 4 会則の改正と決定
- 5 その他必要と認める事項

(理事会)

第15条 理事会は、役員をもって構成し、会長が招集し、本会の目的に基づき、次の事項について協議する。

- 1 各種活動の立案・計画及び執行に関する事項
- 2 各種活動の運営に関する事項
- 3 総会に提出する事項
- 4 その他必要と認める事項

(総務会)

第16条 総務会は、会長、副会長、監事、参与、幹事、会計、書記をもって構成し、会長が招集し、次の事項について協議、運営する。

- 1 本会の諸活動の企画及び運営
- 2 各専門部活動の連絡調整、書記活動、会計管理
- 3 その他必要と認める事項

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、次の場合に開催することができる。

- 1 理事が必要と認めた時
- 2 会員の1/3以上が会議の目的事項を示して請求した時

(議決)

第18条 それぞれの会議における議決は各構成員の過半数の賛成によって決定する。

第6章 専門部会

(学級部)

第19条 学級部は、各クラスより選出された担当理事をもって構成し、次の活動を行う。

- 1 入学式及び卒業式への協力
- 2 体育祭への協力
- 3 合唱コンクールへの協力
- 4 卒業に係わる活動(3 学年卒業実行委員)
- 5 その他必要と認める活動

(祭事部)

第20条 祭事部は、各クラスより選出された担当理事をもって構成し、次の活動を行う。

- 1 沙羅樹祭への協力
- 2 中学校内のカーテン洗濯への協力
- 3 その他必要と認める活動

(生活指導部)

第21条 生活指導部は、各クラスより選出された担当理事をもって構成し、次の活動を行う。

- 1 朝の挨拶運動への協力
- 2 学校保健委員会への参加
- 3 その他必要と認める活動

(美化部)

第22条 美化部は、各クラスより選出された担当理事をもって構成し、次の活動を行う。

- 1 美化作業(除草作業・花壇の手入れ)
- 2 その他必要と認める活動

(広報部)

第23条 広報部は、書記が兼務し、広報誌(沙羅樹)を発行する。

第7章 経理

(経理)

第24条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第25条 本会の会費は、年額 3,200 円とし、原則年1回で納入する。

(予算)

第26条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

(決算)

第27条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 保険等

(保険)

第29条 本会員は、以下の保険に加入するものとする。

- 1 PTA 賠償責任保険(川口市 PTA 連合会)
- 2 PTA 活動総合保障制度

(保険料等)

第 30 条 本章に係る保険料等は、福利厚生費をもって充てる。

第9章 その他

(改正)

第 31 条 この会則の改正は総会の議を経て行うものとする。

(細則)

第 32 条 本会に必要な細則は理事会で別に定める。

「付則」

- 1 この会則は昭和60年4月1日より施行する。
- 2 この会則は昭和63年5月13日より改正施行する。
- 3 この会則は平成10年5月29日より改正施行する。
- 4 この会則は平成14年5月24日より改正施行する。
- 5 この会則は平成16年5月21日より改正施行する。

- 6 この会則は平成20年5月16日より改正施行する。
- 7 この会則は平成22年5月21日より改正施行する。
- 8 この会則は平成27年5月15日より改正施行する。
- 9 この会則は令和 4年5月27日より改正施行する。
- 10 この会則は令和 5年5月24日より改正施行する。

川口市立安行東中学校 PTA 細則

この細則は、川口市立安行東中学校 PTA 会則(以下、会則という。)第29条に定めるところより制定する。

(役員選出)

第1条 会則第13条の1の選出方法は、役員が選考委員になり選出し、総会で決定する。

第2条 会則第13条の2の選出方法は次のとおりとする。

- 1 学級毎の理事は13名程度とする。
- 2 基本的には、生徒一人につき1回とする。但し、免除対象者が多い学級は、くじ引きで選出する。
- 3 入学式及び年度初め保護者会にて選出する。
- 4 理事は会則第5条の4の各専門部に所属する。ただし、広報部は書記が兼務する。

第3条 会則第13条の3の会計、書記には教頭または事務職員にも委嘱する。

(改正)

第4条 この細則の改正は理事会の議を経て行うものとする。

「付則」

- 1 この細則は昭和60年4月1日より施行する。
- 2 この細則は平成14年5月24日より改正施行する。
- 3 この細則は平成16年5月21日より改正施行する。
- 4 この細則は平成20年5月16日より改正施行する。
- 5 この細則は平成22年5月21日より改正施行する。
- 6 この細則は平成27年5月15日より改正施行する。
- 7 この細則は令和4年5月27日より改正施行する。
- 8 この細則は令和5年3月10日より改正施行する。

川口市立安行東中学校 PTA 慶弔規定

- 1 この規定は、川口市立安行東中学校 PTA 慶弔規定(以下、本規定という。)と称する。
- 2 本規定の適用は、川口市立安行東中学校関係者を対象とする。
- 3 本規定の庶務は川口市立安行東中学校 PTA. 会計が担うものとする。
- 4 本規定による会計は、PTA 予算の慶弔費をもって充てる。
- 5 本規定の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 6 本規定による支出範囲は、次のとおりとする。

(1) 慶事

本校教職員の結婚	10,000 円
地区関係行事へのお祝い(招待ある場合のみ)	3,000~10,000 円

(2) 弔事

以下に該当する場合は、香典 10,000 円とする。なお、供物については状況により処理する。

ア 本校生徒及び保護者	本人
イ 本校教職員	本人
ウ 顧問・相談役	本人

(3) 見舞い

以下の者が、火事等の事故の場合は、見舞金 10,000 円とする。

ア 本校生徒及び保護者	本人
イ 本校教職員	本人
ウ 顧問・相談役	本人

※火事に際しては、住居世帯とする。

「付則」

- 1 この規定は昭和60年4月1日より施行する。
- 2 この規定は平成14年5月24日より改正施行する。
- 3 この規定は平成28年5月27日より改正施行する。
- 4 この規定は令和5年5月24日より改正施行する。

感謝状贈呈者名簿

PTA 役員

該当なし

教育後援会役員

前教育後援会副会長	金 井 慎 治 様
前教育後援会副会長	山 口 糸 帆 様
前教育後援会幹事	大 金 紀 子 様
前教育後援会幹事	中 村 和 加 子 様

記念品贈呈者名簿

大野絵美子先生	大島香織先生	高木良介先生
米澤麻恵先生	増田由子先生	吉田不二夫先生
田中貴子様		